

新型コロナワクチン予防接種証明書について (郵送・窓口申請の場合)

- 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下、「接種証明書」という。）は、新型コロナワクチン接種を証明するものとして、被接種者（接種した人）からの申請により交付するものです。
- 接種証明書の発行を希望される人は、「日本国内用」と「海外用および日本国内用」の2種類どちらかを、申請できます。
- 交付できる接種証明書は、令和5年度(令和6年3月31日)までに接種した証明に限ります。
 - ・ 申請にあたっては、以下「交付申請に必要なもの」をご確認の上、申請してください。
 - ・ 日本国内においては、ワクチン接種の証明として、「接種済証」や「接種記録書」もご利用いただけます。
(特に必要がない場合は、接種証明書を交付申請される必要はありません。)

交付の対象となる人

コロナワクチン接種時点で松江市に住民登録のある人

交付申請に必要なもの(①～④は必須、⑤はできるだけ提出)

① 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 交付申請書

② 本人確認書類の写し

運転免許証・マイナンバーカード(顔写真のある面)・健康保険証・障害者手帳・療育手帳
顔写真付き住民基本台帳カード・後期高齢者医療被保険者証・年金手帳・在留カード など

※本人確認書類に記載の住所と異なる住所へ送付を希望される場合などは、下記⑦の書類が必要となります。

③ 旅券(パスポート)の写し

・ 海外用を申請される場合に必要(国内用の場合は不要)

④ 返信用封筒(返送先住所・氏名が記入され、切手が貼られたもの)

・ 証明書1枚につき、封筒1通が必要

※証明手数料は無料ですが、郵送料はご負担いただきます。

(返信用の切手代が不足した場合は、「料金不足分受取人払」とさせていただきます。)

⑤ 接種券番号が記載されている書類の写し (例)予防接種済証など

・ ⑤の書類がない場合は、個人番号(マイナンバーカードなど)が記載されている書類の写し

※⑤の書類について

提出していただいた場合は交付まで1週間程度、未提出の場合は接種記録を確認する必要があるため、場合によっては交付に数か月要することがあります。

場合によって必要となるもの

- ⑦ 公共料金の領収書、賃貸住宅の契約書など居所が確認できる書類の写し
 - ・ 上記②の本人確認書類に記載の住所と異なる住所へ送付を希望される場合
 - ・ または、上記②の本人確認書類の写しに住所の記載がない場合
- ⑧ 本人の自署による委任状、代理人の本人確認書類
 - ・ 代理人による申請の場合
- ⑨ 旧姓・別姓・別名が確認できる本人確認書類
 - ・ 旧姓・別姓・別名の併記を求める場合

提出先

〒690-0045 松江市乃白町32番地2 松江市保健福祉総合センター1階
松江市健康推進課予防接種室
電話:0852-55-5607(平日8時30分から17時15分まで)

(接種証明書は交付申請受理日から原則、1週間程度で郵送します。)

電子申請について

下記の QR コード(しまね電子申請サービス)からオンラインでも申請できます。

※なお、現在では新型コロナワクチン予防接種証明書が必要となることはほとんどありません。

【しまね電子申請サービス】

<https://ttzk.graffer.jp/city-matsue/smart-apply/apply-procedure-alias/c-vaccine>



〈電子申請 QR コード〉